**注記（一般会計等財務書類）**

**１　重要な会計方針**

**（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法**

統一的な基準の適用時において、「大阪府財務諸表作成基準」等（以下「府基準等」という。）に基づき作成された公有財産台帳等（統一的な基準による地方公会計マニュアル「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」109段落の規定を適用）を基に、取得原価により計上しています。

また、「大阪府減損処理取扱要領」に基づき、減損会計を適用しています。

**（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法**

府基準等に基づき、取得原価により計上しています（市場性のある有価証券は、会計年度末における市場価格）。ただし、時価又は実質価額が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価額で計上しています。

**（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法**

府基準等に基づき、販売用不動産を取得原価により計上しています。ただし、正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額により計上しています。

**（４）固定資産の減価償却の方法**

府基準等で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

**（５）引当金の計上基準及び算定方法**

①　投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②　徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金及び貸付金の徴収不能に備えるため、回収不能実績率又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を府基準等に基づき計上しています。

　　③　退職手当引当金

職員の退職手当に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を府基準等に基づき計上しています。

④　損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤　賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を府基準等に基づき計上しています。

**（６）リース取引の処理方法**

①　ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

府基準等に基づき、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　②　オペレーティング・リース取引

府基準等に基づき、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

**（７）資金収支計算書における資金の範囲**

地方自治法第235条の４第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、これには、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

**（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項**

　物品については、府基準等に基づき、取得価額が100万円以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

なお、物品には、府立図書館が管理する備え付けの図書を含んでいます。

**2　偶発債務**

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 | 損失補償等引当金計上額 |
| 大阪府道路公社 | ― |
| 大阪府土地開発公社 | ― |
| 地方独立行政法人 | ― |
| 第三セクター等 | 3,204百万円 |
| 合計 | 3,204百万円 |

（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 訴訟内容 |
| 損害賠償請求事件 | ①原告は、刑事裁判で有罪判決を受けましたが、上告審で破棄差し戻しされ無罪判決が言い渡された者です。原告は無罪判決を受けるまでの間、不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、令和２年９月２日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億２,３９９万６,７３３円の支払いを求め提訴したものです。➁原告は、交通取締用無線自動車と相被告車両による交通事故に巻き込まれて受傷した者です。原告は、本件交通事故において受傷したことにより後遺障害を負った等として、令和3年8月2日に大阪府ほか３名に対して、連帯して総額1億39万9,919円の支払いを求め提訴したものです。 |

**3　追加情報**

**（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項**

　　①　対象範囲

　　　　一般会計等財務書類の対象範囲は、次のとおりです。

　　　　一般会計、日本万国博覧会記念公園事業特別会計、就農支援資金等特別会計、

大阪府営住宅事業特別会計、関西国際空港関連事業特別会計、不動産調達特別会計、

市町村施設整備資金特別会計、公債管理特別会計、地方消費税清算特別会計、

母子父子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、

沿岸漁業改善資金特別会計、林業改善資金特別会計

②　一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

　　一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異はありません。

③　地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④　百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤　地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

　　実質赤字比率 　　　　 ―

連結実質赤字比率 　 　―

実質公債費比率 　　　1２.２％

将来負担比率 　 1３０.９％

⑥　固定資産の減損の状況



⑦　利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



⑧　繰越事業に係る将来の支出予定額

　　

　　⑨　過年度修正等に関する事項

過年度の資産の計上に誤りがあっため、本年度において修正を行っています。この修正により、行政コスト計算書において8,576百万円の臨時収入及び4,255百万円の臨時損失を計上しています。

**（２）貸借対照表に係る事項**

①　府基準等に基づく財務諸表（各会計合算）から「統一的な基準」に基づく財務書類等へ組替作成したことに伴う主な相違点は次のとおりです。

　ア　財務書類の対象となる会計

　　　財務書類の対象となる会計について、港湾整備事業特別会計、箕面北部丘陵整備事業特別会計、国民健康保険特別会計を控除しています。

　イ　負債の追加

　　　投資損失引当金、損失補償等引当金を追加しています。

②　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア　範囲

売却可能資産の範囲は、現に公用又は公共用に供されておらず、かつ活用計画を持たない土地・建物及びその他の低・未利用地並びに府営住宅活用用地（建替えに伴い生み出す用地）等のうち、売却方針が確定したものをいいます。

イ　内訳

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 面　積 | 貸借対照表上の表示 | 時　価　② | 差引評価差額　②－① |
| 科　目 | 金額① |
| 府営住宅施設 | ㎡123,113 | 土地 | 684,134 | 10,075,169 | 9,391,035 |
| 府立学校施設 |  |  |  |  |  |
| 福祉保健施設 |  |  |  |  |  |
| 警察施設 | 5,820 | 土地 | 610,995 | 801,000 | 190,005 |
| その他施設 | 2,125 | 土地 | 179,439 | 265,000 | 85,561 |
| 漁港施設 |  |  |  |  |  |
| 廃川・廃道敷 | 1,700 | 土地 | 168,000 | 210,000 | 42,000 |
| 合　　計 | 132,758 |  | 1,642,568 | 11,351,169 | 9,708,601 |

➂　基金借入金（繰替運用）

（単位：百万円）

　　　　　　　

④　地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に　含まれることが見込まれる金額　 34,221億円

⑤　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1,680,869百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 　 211,753百万円

将来負担額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　6,512,955百万円

充当可能基金額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1,268,322百万円

特定財源見込額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 343,178百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 　　　　2,977,962百万円

⑥　地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

　34,626百万円

⑦　道路、河川及び水路の敷地の取扱い

　府基準等に基づいた評価額を貸借対照表に計上しています。「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額（インフラ資産・土地）は、1,358,761百万円です。

**（３）行政コスト計算書及び純資産変動計算書に係る事項**

①　府基準等に基づく財務諸表から「統一的な基準」に基づく財務書類等へ組替作成したことに伴う主な相違点は次のとおりです。

　・投資損失引当金繰入額及び損失補償等引当金繰入額を追加しています。

　・指定区間外の国道等に係る償却資産形成のための支出については費用処理しています。

②　純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

**（４）資金収支計算書に係る事項**

①　基礎的財政収支

　　業務活動収支（支払利息支出を除く） 　263,862 百万円

　　投資活動収支　　　　　　　　　　　　 △373,718 百万円

　　基礎的財政収支　　　　　 　 △109,856百万円

②　既存の決算情報との関連性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入（歳入） | 支出（歳出） |
| 歳入歳出決算書（一般会計） | 4,570,150百万円 | 4,530,316百万円 |
| 財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額 | 1,117,148百万円 | 1,147,992百万円 |
| 繰越金に伴う差額 | △12,704百万円 | ― |
| 資金収支計算書 | 5,674,594百万円 | 5,678,308百万円 |

　※　上記の歳入歳出決算書は、「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は、一部の特別会計の分、相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 資金収支計算書の業務活動収支投資活動収入の国県等補助金収入未収債権、支払債務等の増減減価償却費賞与等引当金繰入額退職手当引当金繰入額徴収不能引当金繰入額投資損失引当金繰入額損失補償等引当金繰入額資産除売却損益 　純資産変動計算書の本年度差額 | 239,204百万円55,736百万円84,682百万円△126,674百万円△45,539百万円△35,604百万円△937百万円1,661百万円3,538百万円8,779百万円182,846百万円 |

④　一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は750,000百万円です。

　　⑤　重要な非現金取引

　　　　新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額20,299百万円